皇室事項

行幸啓御日程

天皇皇后両陛下の鳥取県へ行幸啓の御日程は、次のとおりである。

第一日　五月二十五日

皇居（乾門）御出門

東京国際空港御発　特別機

米子空港御着

米子水鳥公園ネイチャーセンター

お泊所　大山ロイヤルホテル

第二日　五月二十六日

とっとり花回廊管理事務所

とっとり花回廊（第六十四回全国植樹祭会場）

とっとり花回廊管理事務所

南部町役場天萬庁舎

特別養護老人ホームゆうらく

お泊所　大山ロイヤルホテル

第三日　五月二十七日

鳥取県立大山自然歴史館

大山情報館

鳥取県立米子コンベンションセンター

米子空港御発　特別機

東京国際空港御着

還幸啓

天候不良等の場合

第一日五月二十五日特別機が飛行延期の場合は、同日の御日程を次のとおり変更する。

皇居（乾門）御出門

東京国際空港御発　特別機

米子空港御着

お泊所　大山ロイヤルホテル

第二日五月二十五日特別機が欠航の場合は、東京御発を翌二十六日とし、同日の御日程を次のとおり一部変更する。

皇居（乾門）御出門

東京国際空港御発　特別機

米子空港御着

鳥取県立米子コンベンションセンター

とっとり花回廊管理事務所

とっとり花回廊（第六十四回全国植樹祭会場）

とっとり花回廊以下当初の第二日の御日程に同じ。

天皇皇后両陛下の鳥取県へ行幸啓の御日程は、次のとおりである。

第一日　五月二十五日

皇居（乾門）御出門

東京国際空港御発　特別機

米子空港御着

米子水鳥公園ネイチャーセンター

お泊所　大山ロイヤルホテル

第二日　五月二十六日

とっとり花回廊管理事務所

とっとり花回廊（第六十四回全国植樹祭会場）

南部町役場天萬庁舎

特別養護老人ホームゆうらく

お泊所　大山ロイヤルホテル

第三日　五月二十七日

鳥取県立大山自然歴史館

大山情報館

鳥取県立米子コンベンションセンター

米子空港御発　特別機

東京国際空港御着

還幸啓

天候不良等の場合

第一日五月二十五日特別機が飛行延期の場合は、同日の御日程を次のとおり変更する。

皇居（乾門）御出門

東京国際空港御発　特別機

米子空港御着

お泊所　大山ロイヤルホテル

第二日五月二十五日特別機が欠航の場合は、東京御発を翌二十六日とし、同日の御日程を次のとおり一部変更する。

皇居（乾門）御出門

東京国際空港御発　特別機

米子空港御着

鳥取県立米子コンベンションセンター

とっとり花回廊管理事務所

とっとり花回廊（第六十四回全国植樹祭会場）

とっとり花回廊以下当初の第二日の御日程に同じ。

第二日五月二十六日第六十四回全国植樹祭会場が鳥取県立米子コンベンションセンターに変更になる場合は、同日の御日程を次のとおり一部変更する。

鳥取県立米子コンベンションセンター（第六十四回全国植樹祭荒天会場）

南部町役場天萬庁舎

南部町役場天萬庁舎以下当初の第二日の御日程に同じ。

行幸

天皇陛下は、四月二十二日午後六時八分御出門、「日本産魚類検索　全種の同定　第三版」出版記念会に御出席のため、東海大学校友会館（千代田区）へ行幸、同七時五十二分還幸になった。

御祝電

天皇陛下は、イタリア国大統領ジョルジョ・ナポリターノ閣下の大統領再任につき、四月二十四日御祝電を発せられた。

御答信

天皇陛下から四月二日セネガル国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、同月十五日御答信があった。

天皇陛下から二月二十八日キプロス国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、四月十七日御答信があった。

御答電

天皇陛下から三月十九日ローマ法王台下へ発せられた御祝電に対し、四月十七日御答電があった。

官庁報告

官庁事項

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）第三条第二十九号の規定に基づき、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第六号に規定する指定公共機関を公示する件（平成十六年九月十七日）の一部を次のように改正する指定をしたので公示する。

平成二十五年四月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

第八十六号を次のように改める。

八十六　近海郵船株式会社

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、秋田労働局の関係事業主を代表する者植竹康朋の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある事業主団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 25 年４月 26 日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している事業主団体であって、秋田労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

3　推薦締切日　平成25年５月17日

4　推薦書及び添付書類の提出場所　秋田労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

（注）1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、愛媛労働局の関係労働者を代表する者小寺悟の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 25 年４月 26 日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、愛媛労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

3　推薦締切日　平成25年５月17日

4　推薦書及び添付書類の提出場所　愛媛労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

（注）1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

国家試験

平成 25 年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の試験場

公認会計士試験規則（平成16年内閣府令第18号）第１条の規定に基づき、平成25年５月26日に施行する平成25年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の試験場を、次のとおり公告する。

平成 25 年４月 26 日

公認会計士・監査審査会会長　千代田邦夫